

川西市地域公共交通会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市規則第 24 号

川西市地域公共交通会議規則の一部を改正する規則

川西市地域公共交通会議規則（平成20年川西市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第3条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、同条第2項中「委員」を「委員及び臨時委員」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 特別の事項を調査審議する必要があるときは、交通会議に臨時委員を置くことができる。

3 臨時委員は、前項に規定する事項の調査審議に関して、会長が必要であると認める場合は、会議に出席するものとする。

第2条に次の2項を加える。

7 臨時委員は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了したときは、解職されるものとする。

8 委員及び臨時委員は、兼務することができないものとする。

第5条第2項中「委員」の次に「及び第3条第3項の規定により出席を認められた臨時委員（以下「委員等」という。）」を加え、同条第3項中「委員」を「委員等」に改め、同条第4項中「出席委員」を「出席委員等」に改め、同条第5項中「委員以外の者」を「委員等以外の者」に改める。

第6条第1項及び第2項前段中「委員」を「委員等」に改め、同項中「当該委員」を「当該委員等」に改め、同条第3項中「委員」を「委員等」に、「当該委員」を「当該委員等」に改める。

第7条中「委員」を「委員等」に改める。

第8条第2項、第3項及び第5項並びに第9条中「委員」の次に「及び臨時委員」を加える。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。